

令和４年度第３２回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和４年６月３０日（木）１３：３０～１５：３８
場所	５０２・５０３会議室
出席委員	田口 鉄久，日置 尚代，井ノ口 智士，小川 直大，林 和枝， 中瀬 弦偉，垣内 春子，近藤 真奈美，古市 博信，山際 みや， 田中 百合，田城 朋子，栗本 元子，鈴木 康仁 (計１４名)
事務局等	子ども政策部長（伊藤），子ども政策部次長（長尾），子ども政策課長 （中村），子ども政策課総務 GL（長尾），子ども政策課総務 G（大西， 尾崎），子ども政策課子ども福祉 GL（柳井谷）， 子ども育成課長（善福），子ども育成課保育幼稚園 GL（富尾）， 子ども家庭支援課長（白木），子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久 保），子ども家庭支援課発達支援 GL（匹田），子ども家庭支援課教育 相談 GL（松岡）， 教育指導課指導 GL（松浦） 健康づくり課長（中川），健康づくり課母子保健 GL（清水） 文化振興課生涯学習 GL（小林）
傍聴者	１人
資料	(1)事項書 (2)資料１・２・３ (3)委員名簿
備考	

事務局	１開会 ・事務局挨拶（司会進行） ・委員の出席状況（出席者１４名）
事務局（子ども政策部長）	皆様，こんにちは。子ども政策部長の伊藤でございます。 本日はお忙しい中，「鈴鹿市子ども・子育て会議」に御出席をいただき，ありがとうございます。また，田口会長をはじめ，委員の皆様におかれましては，平素からそれぞれのお立場で本市の子どもたち，また子育て家庭を支援する取組に御支援を頂いておりますことに重ねて感謝を申し上げます。 さて，新型コロナウイルス感染症につきましては，国内で初めて感

	染者発生の報告があつてから、約2年半が経過いたしました。特に今年は年明け以降、オミクロン株の感染が急拡大しました。一時期と比較しますと、現在の感染状況は比較的落ち着いておりますが、このところリバウンドの傾向も見られることから、引き続き基本的な感染対策を行っていくことが必要であると考えております。 4月から新年度に入りまして、本市の令和4年度予算もスタートしております。子ども政策部におきましても、従来から実施して参りました様々な事業に加え、今年度の主要事業といたしまして、天名地区の公共施設一体整備事業における「子育て支援センターりんりん」の移転改築工事や昨年度からの継続事業である「合川保育所」の長寿命化改修工事、また新型コロナウイルスの影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、支援ニーズの高い子どもを見守り、必要な支援に繋げるための「支援対象児童等見守り強化事業」についても新たに取り組んでおります。 更に新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行う観点から、国において予算措置をされました「子育て世帯生活支援特別給付金」につきまして、6月3日に市議会に補正予算を提案し、議決を頂きました。この給付金の支給対象者のうち、令和4年4月分の児童扶養手当の給付を受けている方につきましては、既に6月24日に支給を行っており、それ以外の支給対象者の方につきましても、7月以降、順次支給してまいります。 さて、子どもの権利を保障するために定められた国際人権条約である「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」の4つの権利を掲げております。本市におきましても、これらの子どもの権利を理念に止めず、具体的な施策や実践に活かしていくため、「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」において、子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援していくことを明記し、具体的な施策を着実に推進していくこととしております。本日、皆様に御議論いただきます事業につきましても、この「(第2期鈴鹿市)子ども・子育て支援事業計画」に基づき、実施しているものでございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの貴重な御意見を頂ければ、幸いです。 結びに、コロナ禍の終息については依然として先行きが不透明な状況でございますが、今後も皆様をはじめ、本市の子育て支援に携わる方々と連携しながら、子どもたちを健やかに育み、安心して子育てが
--	---

	できる環境整備に取り組んで参りますので、引き続き御支援を賜りますようお願いいたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	次に今回は、令和4年度に入りまして最初の会議となりますが、本年4月1日付けで2名の委員の方、また、5月21日付けで1名の委員の方の変更がございましたので、御報告させていただきます。 まず、これまで三重県鈴鹿保健所から選任をいただいております柴田直樹委員、鈴鹿市立小中学校長会から選任をいただいております吉川佳男委員が令和4年3月31日付けで委員を退任され、新たに4月1日付けで三重県鈴鹿保健所から栗本元子氏、鈴鹿市立小中学校長会から鈴木康仁氏に本会議の委員に就任いただいております。 また、鈴鹿市PTA連合会から選任をいただいております田中成美委員が令和4年5月20日付けで委員を退任され、新たに5月21日付けで鈴鹿市PTA連合会から田中百合氏に本会議の委員に就任いただいております。 それでは、栗本様・鈴木様・田中様の順で自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
栗本委員	皆様、こんにちは。鈴鹿保健所の栗本でございます。この4月から保健所の方に来させていただいております。 新型コロナ対策につきましては、本当に皆様に御協力いただきまして、感謝申し上げます。皆様の健康を守っていくことを目標に、ほかの方々と連携をしながら、保健所一同、これからも引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 本日はよろしくお願いいたします。
鈴木委員	牧田小学校の校長の鈴木康仁と言います。どうぞよろしくお願いいたします。 学校の方もコロナの中で様々な配慮をしながら苦慮してやっているとございます。私としても何とか鈴鹿市の子どもたちを健やかに育てたいという気持ちでございます。非常に微力ながらですが、また御協力させていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
田中委員	鈴鹿市PTA連合会から参りました田中百合と申します。よろしくお願いいたします。 現在、4人の子育てをしている最中でして、昨年12月に出産したばかりで今日ここに来させていただいています。資料を拝見させてい

	ただきましたが，すごく興味深く中を見させていただきました。今日は貴重な皆様の御意見などを聞かせていただくことを楽しみにして参りました。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。子ども・子育て会議におきまして，貴重な御意見を頂戴できればと思いますので，よろしくお願いいたします。 次に事務局も人事異動により変更がありましたので，全員自己紹介をさせていただきます。 ・事務局自己紹介 ・資料確認 それでは，新しく委員になられた方もお見えになりますので，はじめに「子ども・子育て会議」について御説明いたします。 「鈴鹿市子ども・子育て会議」は，「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事」，「子ども・子育て支援事業計画に関する事」，「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進，実施状況に関する事」について審議する機関として，子ども・子育て支援法第77条に基づき設置されております。 具体的に申しますと，「利用定員の設定に関する事」につきましては，保育所や保育園・幼稚園の利用定員，つまり受入れが可能な児童の数の設定や変更に関する事を御審議いただきます。 また，「子ども・子育て支援事業計画」につきましては，平成27年3月に策定しました「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が平成31年度で終了したことに伴い，新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定いたしました。 また，本日の議事ともなっております本市の子ども・子育て支援施策の実施状況につきましても，毎年度それぞれ専門的なお立場から御意見をいただいているところでございます。 本日の議事内容につきましても，忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。 それでは，ここからの議事進行は会長にお願いいたします。
会長	改めまして，皆さん，こんにちは。暑い中，委員さんにおかれてはここまでお出向きいただき，協議に臨んでいただき，ありがとうございます。お仕事の中でも，随分熱中症等にお気遣いの日々だと思います。本日は定められた時間，15時半までには終了したいと思います。

	ので、議事の進行、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは早速ですが、審議事項のトップに出ております「令和３年度 鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について」、事務局から御報告・御説明をよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、資料の説明をさせていただきます。 資料１の１ページをお開きください。「第２期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を【鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～】としまして、基本目標、施策目標を設定しております。 資料１の１ページ下段の量の見込みの設定につきましては、国が示す算出方法により設定を行っております。 次に２ページを御覧ください。ここからは各事業の実施状況でございます。令和２年度と令和３年度の実績を記載してございます。事業を所管いたします担当課長より、資料順に御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局（子ども育成課長）	それでは、資料の２・３ページの「２教育・保育事業」について、説明させていただきます。 「（１）令和３年度の実施体制」につきましては、記載のとおり公立幼稚園は１１園で、うち２園は休園でございました。保育所・保育園は公立１０園、私立２６園、合計３６園。認定こども園は私立の６園、私立幼稚園は私立の６園でございます。 「（２）入所（園）児数の状況」でございます。まず、表における（支給）認定区分について御説明いたします。「１号認定」とは、満３歳以上の学校教育のみを利用する児童。「２号認定」のうち、満３歳以上で保育の必要性があると認められ、学校教育施設を利用する児童を「教育ニーズ」、満３歳以上で保育の必要性があると認められ、保育所・認定こども園を利用する児童を「保育ニーズ」、「３号認定」とは、満３歳未満で保育の必要性があると認められた児童にそれぞれ区分して計上させていただいております。 うち「教育ニーズ」については、幼稚園や認定こども園を利用する児童で、就労等で保育が必要となる日数が少なく、通常は在籍する幼稚園等の平常の利用時間等で事足りますが、ときどき預かり保育や認可外保育施設を利用する必要がある利用者を言います。 ０歳、１～２歳の「保育ニーズ」となる「３号認定」の利用者は、令和２年度では１，９４５人、令和３年度は１，９９２人で、４７人

	の増加。3～5歳の「教育・保育ニーズ」となる「2号認定」の利用者は、令和2年度では3,248人、令和3年度では3,136人で、計112人の減少となり、全体で65人減少しております。 人口減少により、全体的に利用者は減少傾向にはありますが、幼児教育・保育の無償化の影響を受け、施設別において、前年度に引き続き、公立幼稚園が令和2年度の406人から令和3年度の295人と111人減少しております。 令和3年度の表を御覧ください。「A 量の見込み」と「D 実績値」の比較ですが、「E 差引」の欄にありますとおり、「2号認定（保育ニーズ）」及び「3号認定」において、量の見込みを超える利用実績となりましたが、「F 差引」の欄にありますとおり、「3号認定」及び「2号認定（保育ニーズ）」ともに「B 確保方策」の範囲内で収まっております。 全体としては、概ね確保方策の範囲内で収まっておりますが、地域によっては年度途中の需要に応えるため、部屋面積・保育士の配置等の運営基準を遵守した上で、利用定員を超えて園児の受入れを行う弾力的な運用により対応していただいている状況でございます。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 本日、皆さんに協議していただく点につきましては、これ以降、多岐に渡りますけれども、一つずつ御質問、あるいは御意見等を頂戴しながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ただ今、説明していただきました「2 教育・保育事業」にかかる御説明、あるいは実績、これらにつきまして御意見等を頂戴したいと思います。あるいは質問等ございましたら、出していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。
井ノ口委員	このうち外国人の方が利用されているのは何人ぐらいかというのが分かれば教えていただければ。
会長	外国に繋がる子どもさんは、鈴鹿市は比較的多いという風に聞いております。就学前教育・保育施設において、海外に繋がる子どもさんの数、これがある程度分かれば、お教えいただきたいと思います。いかがでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	集計上の表として、外国籍の方だけを抜き出した数値を今、手元に持っておりませんので、申し訳ありませんが、また次回のときにでも御紹介させていただくので大丈夫でしょうか。

会長	よろしいでしょうか。
井ノ口委員	大丈夫です。
事務局（子ども育成課長）	御質問としましては、この数値の中で外国籍の方がどれくらい通われているかということですね。全体的な数でよろしいですかね。
井ノ口委員	もし分かるのであれば、私立とか公立とか分かるような形で。
事務局（子ども育成課長）	分かりました。では、ちょっと預からせてください。
会長	ちなみにその御質問は、どのような関連を意識しての御質問なのでしょうか。
井ノ口委員	自分の所の会議の中で、外国人の方が言葉の壁で、小学校に入っても勉強についていけないとかそういうことをお聞きしたので、もし語学だけでも学べる場がもっと増えればということと、あと実際にどれぐらいの方が保育所等を利用されてみえるのかというのをちょっとお聞きしたかったというわけです。
会長	ありがとうございます。 今まで数の実態としては出ておりましたけれども、井ノ口委員の御発言のような就学前の教育・保育に関わって、どのような支援がなされているのかというところについてのここでの協議というのは、ほぼ成されてきておりません。 したがって、ここらも含めてこの「子ども・子育て会議」の中で深めていくということは、質的な見直しを図る上でも大変重要なところだと思いますので、ぜひその点も明らかにしていただけたらという風に思います。
事務局（子ども育成課長）	すみません。今年の数値ではないのですが、昨年４月現在の数値ならば分かるので、御紹介させていただいても大丈夫ですか。 今、把握できているのは、公立保育所と私立保育園さん、（私立）認定こども園さんの部分になるのですがけれども、公立保育所の場合ですと、昨年の令和３年４月１日時点の在籍児童数は１，０３４人に対して（外国籍の児童は）５７人。それから私立保育園さんと（私立）認定こども園さんの合算になるのですがけれども、在籍児童数３，６４７人に対して（外国籍の児童は）１８８人というような数字は把握しております。すみません、そういうことでお願いいたします。
会長	今、保育所の方の数値を出していただきました。また別途、幼稚園もあるかと思われます。そして、合わせて施策ですね。どのような施

	策がなされているのかということも含めて、今度情報を御提供いただけたらという風に思います。 学校教育の中でも、異文化理解の教育・保育が重視されています。幼児教育・保育においても、海外にルーツを持たれる子どもさんを支えていく、そういう取組が重視されていると思いますし、それも実際に様々なかたちで行われていると思いますので、その点をまたお教えいただければという風に思います。 引き続き、御意見等いかがでしょうか。
近藤委員	先日、ファミリーサポートの研修会に行かせていただいて、鈴鹿市の保育園の中で看護師さんを常時置いていない所があるということを知って、私はすごくびっくりしたのですが、今は本当に数だけしかここはやっていないのですが、やはり0歳とか1歳の子たちって、自分から「痛い」とか「ここが痒い」とか、自分から「ここなのだよ」ということを言えないので、保育士さんも勉強はされていると思うのですが、看護師さんってすごく大事なと思いました。 私も30年近く前に保育士をしていたのですが、やはり看護師さんを置いている所は公立がほとんどだったかなと思うのですが、それから30年近くも経っているのに、まだそういう状況なのかというところもすごく驚きました。なので、今どれぐらい（看護師さんが）置かれているのかとか、やはり医療的ケア、管を通してしか食事ができないとかいう子たちの居場所としては、やはり看護師さんがいないといれないので、そういうところはどうなっているのかなとちょっと私は疑問に思ったので、質問をさせていただきます。
会長	ありがとうございます。 保育所においては、0・1・2歳の小さな子どもさんがおみえということで、より養護の部分を大切にしていく。保健・衛生、こういうものに努めるということなのですが、そこに看護職の方がおみえですと、大変心強いということでもあります。 今、御質問にもあったように思われますので、看護師さんがどのようなかたちで配置されているのか、もしその点も分かればお教えいただければという風に思いますけれども、いかがでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	公立の保育所については10園ありますけれども、今、そういう風な部分で足りないのは2園だけ。あとは保健師6名と看護師2名というかたちで配置はしていますので。あと、募集はするのですが、なか

	なか手を挙げていただく方が人材不足でないというところもありますので、一応そういうようなかたちで、1園1名みたいな方向でいきたいなとは考えております。
会長	ありがとうございます。 中瀬委員，私立保育所あるいは（認定）こども園等におきましては，どのような状況でしょうか。
中瀬委員	全体の数字を把握しているわけではないのですが，基準として看護師さんを配置しなければいけないような状況にないことが一つと，保育士を確保するのも結構大変だったりもする状況にありますので，なかなかそこまで手が回ってないような状況にはあるかと思えます。
会長	ありがとうございます。 今おっしゃられたように，基準として必置ではないということから，私立（保育園）におかれてはなかなか難しい状況があるということではありました。 学校においても養護の先生がおみえのように，その専門の保健衛生，安全，子どもさんの怪我等を見守って下さる方がみえると，本当に心強いという風に思われますので，ぜひとも更なる充実を願っていききたいという風に思います。 先ほどの説明につきまして，更にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 1点だけ私から質問したいのですが，2ページの表の令和2年度において，2号認定のお子さんが，一番下の枠になるのですが，「F 差引（B－D）」という所で「マイナス10」という風になっているのですが，これは10名の方が（保育所に）入れなかった実態にあったという風に捉えて良いのでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	そういう訳ではなくて，本来の定員を超えたところで，先ほどの弾力的な運用で（保育所に）御協力いただいたということで，昨年度にさせていただいた説明と変わりはないのですが，そのような状況になっております。
会長	はい，分かりました。ということで，数値上はこのようなかたちになっているのですが，弾力的な運用の中で，この方たちは入所できていると，保育は受けられているということであります。 ということで，ここに出ている子どもさんは，全て希望どおりの保育を受けているという風に理解してよろしいでしょうか。はい，あり

	がとうございます。そのほか、いかがですか。 では、また戻っていただいても結構ですので、次の所に進めさせていただきます。続きまして、「3 地域子ども・子育て支援事業」につきましの御説明、お願いいたします。
事務局（子ども育成課長）	4 ページを御覧ください。「3 地域子ども・子育て支援事業」の「(1) 時間外保育事業（延長保育事業）」につきましては、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を行う事業でございます。 令和3年度の実施体制としましては、私立保育園23園と私立認定こども園5園で実施をいたしました。 実施状況としましては、令和2年度・令和3年度ともに利用実績が確保方策を下回ってはおりますが、依然として利用数が多い状況が続いております。昨年度については、8月・9月の利用者が少なくなっておりますが、こちらにつきましては令和3年8月20日からの「三重県まん延防止等重点措置」、8月27日から9月30日までの間における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言」による家庭保育のお願いを実施していた影響もあったのではないかと考えております。 今後の方向性としてしましては、保護者の就労形態が多様化してきている状況を踏まえ、今後も利用者が増加する可能性を念頭に、継続して事業を実施していきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。 通常の利用時間を越えて、保育所等で保育を受ける子どもさんの延べ利用者数、これが出されています。これらにつきまして、御意見等いかがでしょうか。 保護者さんのお立場でいかがでしょうかね。山際委員さん、こういう時間外保育について何かお考えのこと、あるいはお話の中で出てきている御意見等、いかがでしょうか。
山際委員	はい。私は公立（保育所）に預けているのですが、仕事場が四日市なもので、「そこに出ていくのに」と計算すると、もう8時ぐらいから預けて、仕事が終わったら18時にお迎えとかいうのをしております。これがなかったら、本当に元の職場には戻れなかったなというぐらいで、保育所にはすごく感謝をしています。 私立（保育園）ではないのであれなのですが、お仕事をされていると、やはりどうしても始業時間の前に行きたい、準備したいと

	というのがあって、「終わりました。じゃあ、さようなら。」というのなかなか難しいなととても感じますので、やはり時間外で預かっていただいたりとか、夏休みとかもここに含まれますよね、多分。なので、そういうところで預かっていただけると、保護者としてはすごく働きやすいかなと。特にお母さんの立場の方は、とても働きやすい環境になっていくのではないかなと。必死に迎えには行きますけれど、道が混んだりとかすると、お迎えの時間が遅くなってごめんねという感じで子どもたちを迎えには行きますが、安心して仕事に出て行けると思います。
会長	ありがとうございます。実際に（保育所を）利用してみえる保護者さんの「有り難い」という、そういう声を出していただきました。 一方で山際委員にお尋ねしたいのですけれども、やはり小さな子どもさんを育てていく中で、職場の方で御配慮だとかそういうものはどのような実感でしょうか。つまり、受け皿をきっちりしていくということも大事だけれども、一方で小さな子どもさんをお持ちの方への働き方の配慮、こういうことも合わせて進めていかななくてはならない問題だと思うのですけれども、その点についてはどのようなお考えがありますか。
山際委員	私、多分、特殊な働き方をしていまして、学校現場にいるのです。学校は結構融通を利かせていただいています、小さな子どもがいて、保育園へ送っていかないといけないので、1限目の授業はやめてくださいとか、後ろは何時までの何限目まででお願いしますとか、結構、お願いができる職場でして、「ごめんなさい。（子どもが）熱を出したので、お休みさせていただきます。」というの、「いいよ、いいよ。」と言ってくださって、職場の環境が「これだけ休みが取れますよ。」とかいうのがあったとしても、その一言がほしいというか。「いいよ、いいよ、気にしないでいいから。こっちは何とかなるからね。」と。「すいません。」と思いながらも、その一言があると、とっても楽に言うか、楽ではないのですけれども、「すいません。」と思いながら、休みも取りやすいと言うか、そんな感じで融通を利かせていただいている状態です。
会長	ありがとうございます。 そういうところで、いわゆる経営側として、どのような取組が今、なされようとしているのか、なされているのか。そんなことも含めていかがでしょうか。日置委員さん、お願いします。

日置委員	2年半前ぐらいのコロナが始まる前に、商工会議所の女性部としても、少子化問題で鈴鹿が大変なことになるので、子育てがしやすい町とかお母さん方をどうやって助けるかというので、企業の側からも県から（講師を）派遣していただいて、どういう取組をしているかとかいう勉強会を始めたばかりだったのですけれども、コロナで残念ながら中断してしまったのです。 イクメンとか色々ありますけれども、女性ばかりでなくてお父さんの育休、快く男性を休ませるとか、そういう取組をしている企業を少しずつ増やしていきたいとか、そういう取組はされているのですけれども、もっと充実して、商工会議所でも考えて、色々勉強会をして、子どもをどんどん増やせるような町にしていけたらなということで、今、そういうプロジェクトを行っています。
会長	ありがとうございます。労働側としてはいかがでしょうか。
井ノ口委員	いわゆる働き方改革の法案が進められていて、働きやすくはなりつつあるかなというのはあるのですけれど、やはり働く所の規模によって、なかなか休めなかったり、そういうのは多分個人差がまだまだあるかなと思います。
会長	確かにそうですね。この点につきまして、更にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では続きまして、「(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」についてよろしくお願いいたします。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課から説明をさせていただきます。お手元の資料の5ページを御覧ください。 放課後児童クラブとは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等で放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業でございます。令和3年度につきましては、市内の50か所で事業を行っていたいております。 実施状況の一番上の表を御覧いただきますと、「C 利用数（実績）」は令和2年度の1,983人に対しまして、令和3年度は1,991人と8人増加している状況でございます。市内の小学校全児童数の約19.2%の方が利用されているという状況となっております。ちなみに令和2年度は18.4%という数字となっております。 今年度、令和4年度につきましては、稲生地区のクラブが移転しましたのと、一つの場所で2支援単位行っていた飯野地区のクラブが2

	か所に分かれてましたが、箇所数としては、令和２年度と同様に５０か所で事業を実施していただいております。 また５ページを見ていただきたいのですが、その下の「Ｒ３実績内訳」の表が、各小学校区別の利用児童の状況でございます。それぞれ放課後児童クラブ数や利用者数も違いますが、市内で最も利用者数が多い小学校区は稲生小学校区で、小学校区の児童総数７４４人に対し１７１人、全体の約２３％の児童が放課後児童クラブを利用していただいている状況でございます。次いで、旭が丘１３１人、桜島１２７人、神戸１２１人となっております。また、利用率が高いのは、庄内小学校区５０．６％、郡山小学校区４６．６％でございます、約半数の児童が利用されている状況でございます。 下段の「今後の方向性」でございますが、待機児童解消のため、既存の放課後児童クラブの拡充や新設により、待機児童の解消に努めていくところでございますが、現在、１支援単位の利用人数が６０人を超えるような大所帯のクラブが２か所あり、児童の安全・安心な生活の確保と、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も含め、適正規模について検討していく必要があるということも認識しております。 また令和３年度は、支援員の専門性及び資質の向上を目的とした各種研修等を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修用のＤＶＤを作成し、少人数での分散研修を行いました。今後も、ＤＶＤの貸出しやオンラインでの開催等、工夫しながら研修を実施し、支援員のスキルアップを図りたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 働く方々への先ほどの保育所・幼稚園等における支援とともに、児童さんの受入れで、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ、随分お世話いただいているところであります。 この報告につきまして、御意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
近藤委員	稲生とか、やはり人数がどんどん増えていっているのですけれども、コロナ関係もあると思うので、一人当たり１．６５㎡の広さの基準は守られているのかとか、やはり指導員不足ではないのかということところが心配です。 あと、研修なのですが、昨年度はＺｏｏｍでやったのですが、

	鈴鹿市の中でも今年度はもう既に対面式で始めているので、今日も午前中、救急法があったのですが、やはりどうしても（研修に）出ていきたいのだけれども、運営側に「いやいや、そこには行かないで。」とか言われたりしている所もあるようで、やはり子どもって一人ひとり全然違うし、毎年毎年学ぶことはたくさんあると思うのです。 私も20年以上やっているのですけれども、本当に毎年学ぶことがたくさんあるし、子どもたちへの対応も違ってくると思うので、研修の大切さというのは市からどんどん発信していくだけではなくて、やはりそこでちゃんと研修しているかどうかという確認もしていただきたいと思います。以上です。
会長	2点、御指摘を頂きました。1点は先ほども少し触れられていたけれども、規模が大変大きくなってきている所があると。1単位において60人ということで、これはやはり相当多いと思うのですね。40人くらいまでというのが一応の基準であると聞いておりますけれども、そういう所で本当に一人ひとりの面積が確保されているのかどうか。それが心配だということですね。保育所においても幼稚園等においても、一人当たりの面積というのが基準として結構厳しく適用されていくわけですが、放課後児童クラブにおいても、その基準というのは明確に守られているだろうかというところの御指摘でありました。 また研修につきまして、やはり子どもさんを預かり、支援していく、時には色んな意味での指導をしていくという所がありますので、専門性を高めてほしいということで、更なる研修の徹底を図っていただきたいということでありました。 これらにつきまして、事務局から何か追加の御発言をいただけるでしょうか。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課です。基準の方は（一人当たり）1.65㎡ということでおっしゃられましたけれども、定員の人数全員が一遍に来られたら超える所もありますが、ただ、子どもさん皆さんが毎日、定員目一杯来られるわけではございません。1.65㎡というところを意識していかなければならないのは分かっているのですけれども、実情としてはそういった状況でございます。 それと、専門性の研修という御意見も頂いたのですけれども、研修につきましては、私どもの方に研修の情報が入って来ましたら、それにつきましては各放課後児童クラブ様の方に発信させていただいて

	おります。
会長	ありがとうございます。 支援員研修というのは制度化されているはずですので、それがしっかりと受講されているのかの確認というのは、やはり重要だと思います。保育士資格を持った方、あるいは教員免許を持った方もおみえだと思うのですが、そうではなく御協力いただいている方があるわけですし、そういう方々への支援員資格という専門性を更に高めていっていただくということが必要だと思います。
事務局（子ども政策課長）	支援員の研修を受講したか、していないかというのは、こちらで確認させていただいております、把握もさせていただいております。
会長	どの放課後児童クラブにおいても、一定程度そういう研修を受けた方が揃っているという風に捉えて良いのでしょうか。それともまだその過程にあると捉えるのでしょうか。
事務局（子ども福祉GL）	一定の人数の支援員は確保されているという風に把握はさせてもらっています。その確認もさせていただいています。 以前にここの会議で、色んな研修の機会を増やしてほしいとかいうような意見が出たときに、田城委員さんの方から「ファミリー・サポート・センターの養成講座とかそういった講習も、スキルアップのために使っていただいても良いよ。」というような話の中で、先ほど、近藤委員がおっしゃられていたファミリー・サポート・センターのそういう所にも参加をしていただいております、その支援員さんのスキルアップに繋がっているところです。 ただし、放課後児童クラブに御案内をさせていただくのですが、全ての学童から必ずしも1名以上の支援員さんが出て来ていただけたらとかそういったところではまだございませんので、今後、近藤委員さんが言われましたように、積極的に御参加いただくよう継続して促していきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。 このようなかたちで各小学校区にこういう放課後児童クラブ等が運営されているのですが、小学校側のお立場として、この関係性あるいは運営等につきまして、何かお考え等あるのでしょうか。
鈴木委員	以前に比べると、今、放課後の子どもたちの過ごし方が本当に様々な状態が出てきておまして、当然御家庭の御事情に沿って、子どもたちが安全に過ごせる場所があるということで、非常に素晴らしいなと思っておりますが、ただ災害であったりとか、あとはまた防犯上、

	一斉に子どもたちを帰らせるときは、行き先が異なる子どもたちが非常に多くなっています。お家に帰れる子どもたちもいれば、放課後児童クラブのお世話になっている所が沢山ありますので、そこら辺を学校としては把握しないといけませんので、その把握に努めているところですが、子どもたちにとってもお家にとっても、やはり基本的にはとても素晴らしいなという風には思っております。 また、受渡しの際に、放課後児童クラブさんの方と担当がお話をするようにして、学校と連携というかたちではないですけれども、「この子はどこそこの放課後児童クラブさんに行くのだ。」ということ把握した上でやっております。私は以前は中学校の教員でしたので、小学校に来ましたら、今はもうここまで進んでいるのかというような感じを受けました。ですから今後は防犯であったり、防災であったりとか、色んな情報を放課後児童クラブさんと共有していかないと子どもたちの安全・安心を十分確保できないなと思っております。学校としてはその辺りも心に留めるようにはしているのですけれども、また市の方でも一緒に考えていただけると有り難いなと考えております。
会長	ありがとうございます。 放課後児童クラブで見せる子どもさんの姿と学校での姿の違いというのはあると思いますので、そういった意味での今おっしゃられた連携、これが深まっていくと良いと思いますし、保護者さんと繋がって見える放課後児童クラブも多いかと思うのですけれども、そういう所で得られた情報等が繋がっていくと良いかなという風に思います。 合わせて、市P連（鈴鹿市PTA連合会）でもこの問題というのは保護者さんの大きな問題だという風に思いますけれども、その点について、何かお気づきの点などありますか、田中委員さん。
田中委員	すみません。今年初めて、市P連（鈴鹿市PTA連合会）の役員になりまして、この面は余り知らないもので、意見が言えなくて申し訳ありません。
会長	直接は御利用なさってはみえないわけですね。
田中委員	はい。
会長	先ほどお話がありましたように、利用される方は全体的には20%ぐらいというわけですが、その20%の方というのは随分助けてもらっているという風にお考えだと思います。 合わせて、放課後子ども教室と深い関連があるように思いますので、古市委員さん、よろしくお願いします。

古市委員	はい。同じ放課後の子どもの居場所づくりということと、安全・安心ということも踏まえて活動しているわけですが、何と言いますか、行政とか私立とか、受け皿というものが非常に固定化されているという気がするのですよね。 昔でしたら、例えば三世代で（暮らしていて）、子どもが帰って来たらおじいちゃん・おばあちゃんたちが子どもの面倒を見るという、そういうことがあって、田舎でしたら特に学童って余りなかったです、そういう意味では家庭が子どもを見守る安全な場所という風になっていたのですよね。 ところが今、働き方が変わってきて、おじいちゃん・おばあちゃんもうなかなか同居していない、核家族化になっている。そういう状況の中で、子どもさんが帰って来てからの預ける所、受入れということが随分とクローズアップされてきたと思うのです。 私どもの「放課後子ども教室」は1週間に1回とか、ある程度回数が決まっていて、学童さんのように毎日ではありませんので、ちょっと受入れという意味では回数が非常に少ないです。 ただ、子どもや保護者のニーズを聞くと、やはりこういう受入れというのはもっと回数を増やしてほしいと。だから預かりでなくても、例えば16時半なら16時半まででも、子どもに安全で色んな経験ができて、体験ができて、学習ができてという、そういう場所をやはりもっと色んな所で作ってほしい。そういう要望も実際あるわけです。 ですから、昔の田舎の人が地域の子は地域で育てると言うように、自分の子どもだけではなくて、隣の子も面倒見ようと。そういうこれからの安全・安心な子どもの居場所というのは、もっと違う受入れというかたちを考えていっても良いのではないかと。それは前も言いましたけれども、地域づくりとかそういった所でも今、話がされていて、地域の中で元気な人がたくさんみえますよね。夏休みもなかなか行く場所がないという子どもさんもたくさんみえますので、そういう子どもたちを受け入れる場所を回数も含めて、もうちょっと広げるというのですかね。そこをちょっと検討していったらどうかというのがあります。 実際、私たちがやっている、ほとんどボランティア的なもので、資格は何もないのですよ。昔、民生委員をされていた方とか、自治会をやっていた方とか、子ども好きの人がやってくれていて、全くのおじいちゃん・おばあちゃん、そういうスキルの部分はほとんどな
------	---

	くて、自分の愛情一つで子どもを見てもらっているという、そういう方ばかりなのですよね。でも、すごく子どもに対して気を遣ってくれるし、怪我がないようにとか、本当に一人ひとりに寄り添ってくれています。ですから、そういう受け皿というものが、元気なお年寄りが地域にはたくさんみえると思うのですよね。そこをもう少し鈴鹿市も何か広げていって、そういう提供してもらおうような所ができれば良いなという希望的なものを持っています。
会長	はい。これからの社会を考えていく上で、大変重要な御指摘かと思われまます。放課後児童クラブのように、制度として、あるいはシステムとして子どもさんを受け入れる、そういうものの大切さは当然あるけれども、それ以上に昔、地域の子どもたちを地域の方々が見守っていたような、そういうかたちでの子どもを支えていく、そんな色んな場があって良いのではないかと、あるべきだということをおっしゃっていただきました。 ここらは社会教育の分野でもあるでしょうし、それこそ民生委員さんや児童委員さんたちのお力を発揮していただいている分野でもあるかと思えます。地域の中で子どもを支えていく、見守っていく。そういう所をこれからどう作り出していくのかというところですけども、何か御意見、御発言ありましたら、いかがでしょうか。 これは林委員さん、恐らく相当考えておみえの部分だと思うのですけれども。
林委員	本当に最近ですけども、地域で学童に行っていない子どもたちを集めて、宿題ができる場所を作ってあげたらどうだというような話はちらっと出ています。 でも今は学校がタブレットを使ったりとか、パソコンとかにすごく精通している中で、今言われたような民生委員さんたちが携わっていけるかどうか。例えば宿題でも、手で書くことは教える、字も教えられる。ただ、タブレットを使ってどうしたら良いかということは、そこから勉強しないといけないので、ハードルが高いなというような話は出ています。 それで、場所もやはり確保するためには、安全とか地域的なこともあるので、本当に今、一歩も進んでいない、半歩ぐらいの話が出ております。
会長	ありがとうございます。 鈴鹿におかれては、公民館の活動なども、随分力を入れておみえだ

	と思います。そういう所で子どもさんを支えていくということも可能でしょうし、そして古市委員さんがお力を發揮していただいております「放課後子ども教室」も、恐らく本来は全ての小学校区で展開されていくべきという風に思うのですが。 古市委員さん、これどうでしょうか。鈴鹿市全体を見回してみても。
古市委員	やはりある程度、子どもが学校から帰ってすぐ行ける場所が良いですね。
会長	学校内が一番良いですね。
古市委員	そうですね。それには学校のハードルがいつもあるのですけれども、空き教室の問題とか、あるいは管理の問題とか、やはり市の方でも取っ払ってもらわないといけないような、そういう色々な規制があると思うのですけれども、学校なり、公民館なりというのが一つの大きな選択肢にはなってくると思います。ですから、そのこのところの規制が外れていけば、もっと公民館・学校の一部をお借りして、活動ができるという、そういう広がりが出てくると思うのです。 子どもの方も非常にそういうニーズは高いと思いますし、親も安心ですし、その辺りはやはり今後行政の方が変えていかないと、今は公民館が主導していますので、なかなかそこから出ていくのが難しいのですけれども。おっしゃるように全ての学校でそういうものができればそれはすごく良いし、本来、この子どもの居場所というのは、1年生から6年生まで全ての子どもを対象としたものを与えていくというのが平等だと思うのですけどね。特に低学年は需要が多いですけれども、やはり高学年にしてもそういう人間関係とか、色んな知識とか、そういうものを得るのにそういう場所があったら、教育的には恵まれた場所になるのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。 ぜひそういう「放課後子ども教室」、あるいは放課後の子どもさんたちを支えるサポートセンターのようなものを確立させていくような手立てを市の方からもプッシュしていただければという風に思いますね。 いなべ市辺りですと、いくつかのそういうクラブ（団体）がありまして、活動費として市からそこへお金を年間何百万円というかたちで出して、そこへ集まってくるクラブの方たちが活動しやすいようにしてみえます。もちろん参加者からも費用を取っていくのですけれども、そういう組織として確立していくような、そんなプッシュをして

	いただければ、古市委員のおっしゃるような、地域でもって、地域の人たちも子どもを支えていこうという気になっていかれると思いますので、ぜひそんなアイデア等も工夫していただければという風に思います。更にいかがでしょうか。
林委員	学童のことでちょっとまた戻らせていただくのですが、主任児童委員の中で学童の話が出たときに、環境が随分良くなっているという話をお聞きしているのですね。 でも、私は桜島に住んでおりますけれども、「ももたろう」の所が何年も前から全然変わっていません。見に来ていただいたら本当に分かると思うのですが、私が小学校のときの靴箱が置いてあるというぐらいの所なのですね。それで遊ぶ所も、前の公園を貸切りで使っているという場所をやはりもう一度市の方も見ていただいて、親にとってはすごく近くて、学校も近くてすごく便利なのなのですが、子どもたちにもう少し良い環境というのも、市全体を見ながら、あその場所もちょっと見ていただきたいなど。 それで、郡山の方もすごく良くなったという風にお聞きして、「運動場も広いのだよ」という話を聞くと、私も「ももたろう」に夕方に行ったときには、小さいおばあちゃまに「なんでここ（の公園）は小さい子が遊べないのだ」と言う風に問われたこともあるのですね。そうしたら、本当にあそこ（学童）に来ている子どもたちほとんど全員が公園で遊ぶので、（学童以外の子どもたちが）遊べないのは私たちもよく分かっていて、何回も聞くのですが、やはりそういう環境が長く置かれたままになっているので、何とか良い案があれば出していただいて、何とかならないかなと、最近もまた思い出しましたもので、よろしく願いいたします。
事務局（子ども福祉GL）	子ども政策課です。先ほどの桜島小学校区「ももたろう」の件なのですが、結構定員も多い学童でございます。桜島小学校区には3つの支援単位の学童が運営していただいております、その中でも「ももたろう」というのは2支援単位、活動させていただいております、公園がやはり狭いので、近所の子どもたちが遊べない。特に夏休みとかという御意見も数年前から頂いております、令和2年度から学校の運動場を使えるようかたちに校長先生と調整をさせていただいて、学校を使わせていただいております。 また、特に昨年度（令和3年度）におきましては、夏休み中の午前中は地域の方々が使っていただくために、学校の運動場を使うという

	ようなかたちに運営委員会で決めていただいた中で、一端様子を見させていただいておりまして、その中で地域の方々とともに上手に使っていただけるような調整を今まさに図っているところでございます。以上です。
林委員	それも知っていますけれども、反対にあそこ（校庭）で遊びたい子どもがほかにいるのですね。学童の子どもではなくて。だから、学校で遊んで良いというような感覚を持ってしまうのです。それを私は「良い」と言えなくて、何て言ったら良いのか。 「学校は学童の子どもたちだけが遊んでよいよ」という風に把握されていると思うのですけれども、学童に行っていないほかの子どもたちが遊んで良いのかどうか。「遊んだら駄目」と私は言われたので、だからそれをどういう風に区別して、遊ぶ、遊ばないとするのか。子どもたちはそんなのは分からないので、それがちょっと私は去年も一昨年も返事ができなくて困りました。
事務局（子ども福祉GL）	恐らく当初、令和2年度に最初に校長先生とお話しさせていただいたときは、コロナ禍の中で「学校休業中に学校の運動場を使っては駄目」というルールが市内全域であったときに、「学童の子どもだけ使うのはどうなのでしょうか」というようなことは御相談をさせていただいたことはあるのですけれども、その後、例えば夏休みに学童（の児童）が（校庭を）使っているけれども、ほかの児童は使ってはいけないのかどうかというのは、私も校長先生と話しておりませんのでごめんなさい。また今後、確認させていただきますね。
林委員	何かすごく難しかったのです。「校舎からこっちは入っては駄目」とか「運動場だけ」とか何かそんな縛りもあったみたいで。ややこしいのです。
会長	何か今のお話を聞いていると、何となく訳が分からないというか、そういう状況ですね。 つまり、学校の管理の問題もあると思うのですけれども、学校と放課後児童クラブの連携は十分図っていくということが極めて重要な時代になってきているという風に思われますので。つまり、学校の中に学童があっても良いのだという流れに今なっているところですので、その点はもっと柔軟に子どもの立場で考えていただけたらと思うところですね。よろしいでしょうか。 では、次に「(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）」についての御説明をいただきたいと思います。

事務局（子ども家庭支援課長）	6 ページを御覧ください。「(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）」について、御説明させていただきます。 保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一時的に子どもをお預かりさせていただく事業でございます。 「(ア) 令和3年度の実施体制」につきましては、児童養護施設の「鈴鹿里山学院」・「里山学院」・「エスペランス四日市」、母子生活支援施設の「ハピネス・ハーク」等へ事業の実施をお願いしております。 次に「(イ) 実施状況」の「C 利用数」、令和3年度は209日の利用実績がありました。令和2年度の利用数は301日でしたので、これは減少しております。この理由は、母子生活支援施設への緊急避難による利用が減ったためでございます。 次に実績の内容、援助内容としましては、保護者の就労等やレスパイトケアが主なものとなっております。 今後も「広報すずか」等で情報提供をして、緊急時などに円滑に御利用いただける事業として、周知を図って参りたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 いかがでしょうか。子育て短期支援事業（ショートステイ）ですけれども、この4つの施設で受入れ態勢を整えていただいております。 「ハピネス・ハーク」というのは、どこにあるものなののでしょうか。
事務局（子ども家庭支援課長）	こちらは大阪にありまして、主に配偶者やパートナーからDVの被害を受けた母子が避難する場所として、近くでは駄目ですので、県外の所ということで、大阪の方を利用させていただいております。 昨年度はこの4つの施設なのですけれども、ほかにも色々施設はございますので、利用したのがこれだけということで、ほかにも色々行く先はあるのですけれども、令和3年度に利用したのがこの4つになっております。
会長	そういう利用の仕方があるわけですね。近隣ですと、色々と問題が再発するということもあって、ということでしょうか。 よろしいでしょうか。 これも含めていただいて結構ですが、次に「(4) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）」につきまして、よろしく願いいたします。

事務局（子ども政策課長）	お手元の資料の7ページを御覧ください。「(4) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）」につきまして、御説明させていただきます。主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を深めたり、子育て相談などを行う場を身近な地域に設置し、子育てへの不安感の軽減と緩和を図り、地域の子育ての支援事業の充実を図ることを目的とした事業でございます。 令和3年度は市内7か所に委託させていただいている事業所と鈴鹿市が直営しております「子育て支援センターりんりん」、それから河曲保育所に併設しております「子育て支援センターハーモニー」の全9か所で事業を実施しております。 利用者につきましては、令和2年度同様に令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少している状況でございます。 相談事業は2,565件でございまして、内容につきましては「しつけ、教育に関する相談」が最も多く、次いで「子育てに関する相談」、この2つを合わせて、約87.4%となっております。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、子育て支援センターやつどいの広場を約1か月間休館しておりましたが、電話相談は継続して実施しておりました。 また外出を自粛し、在宅で子育てをする家庭への支援として、鈴鹿市公式Y o u T u b eで家庭でも楽しめる遊びの動画「ほっこりタイム～おうちで楽しめる遊びの紹介～」を配信いたしました。更にオンラインによる交流、相談会も開催し、子育て世帯に寄り添った事業実施に努めました。 なお、第2期の計画年度内には12か所での実施を目指しており、引き続き検討を重ねて参ります。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 まだ園に通ってみえない子どもさんの居場所づくりと言うのでしょうか。あるいは保護者さんの交流の場というようなかたちで、地域子育て支援拠点事業が展開されております。これにつきまして、御質問・御意見等、いかがでしょうか。
田城委員	桜島でつどいの広場をしています。以前は10組程度、一遍に来てもらっていたのですが、うちの施設はそんなに広くないので、コロナになってから、午前と午後に分けて5組ずつ予約で来ていただいています。ただ、やはり近所で歩いて行けたり、すつと行けて、お母さん

	同士で話ができたりする場所って、本当に必要なのだなと感じています。昨年、一か月ちょっと休館になったときに電話相談とかもしたのですが、やはり顔を見て話したいなというのが多かったと思います。 ただ、今、人数を少なくしているのですけれども、来ていただいている方にとっては、うちは5組までということなので、部屋としては一つが10～12畳ぐらいしかないの、それぐらいの人数でゆったり来ていただけるのが使っていただける方には良いのかなと思っています。 やはり初めて子育てをされる方だと、自分の子どもさんの発育がこれで良いのかとかすごく心配してみえる方もいるので、ほかのお母さんから「こんなのだよ」とか、よその子を見ながらということができると、ちょっと安心できると思っています。今のところ、そんな感じですよ。
会長	ありがとうございます。 保育所ではない所でありましてけれども、そこでこのようなかたちで子育て支援を展開していただいております。 保育所の中で、こういう拠点事業を行ってみえる所もあるかと思うのですけれども、中瀬委員さん、いかがでしょうか。ここの状況というのは。
中瀬委員	私の園でもこの「つどいの広場事業」としてさせていただいております。この「事案別件数」というところで相談事というのがあるのですけれども、やはりこの2件（「1しつけ、教育に関する相談」、「2子育てに関する相談」）というのは、うちの方でも非常に多い相談件数に挙がっております。 利用者さんは未就園児の方であったりとか、母子で来ていただいているような状況ではあるのですけれども、就労に関してなかなか仕事がないのでということで利用されている方もおられますし、地域の中で将来的に保育園を探しているのだけれども、どこの園にしようかなという、品定めではないのですけれども、園見学を兼ねて、色々な事業所さんを見学しながら利用されている方が多いように聞いております。
会長	ありがとうございます。 小さな子どもさんの楽しい遊び場づくりをしていただいていますし、そして保護者さんが色んな子育ての中での悩み、これをスタッフの方に御相談されたり、あるいは親同士の話の中で納得されたりとい

	うような場になっていると思います。 また、私も「(子育て支援センター) りんりん」などを見学させていただいたことがあったのですが、そこでは多胎児さんのお母さんの大変さを支える取組をなさってみえたり、父親の保育参加も計画されて、子どもさんと一緒に何かを作るのを行ってみえたりしました。そういう意味で、大変大きな役割を果たしてみえるのだらうなという風に思います。 うちの大学(鈴鹿大学)も子育て支援をやっているのですが、実は今コロナ禍で、学生とそういう地域の方が触れ合いをするのをちょっと大学の方も懸念して、今中断しているところで、この秋からぜひやっていきたいということで、計画を立てているところなのですが、学生の保育力を高めていくというのでしょうか。保護者さんとうちの大学とどう繋がるのか、小さな子とどう繋がるのかとか、そういう学びとともに、地域の方々にその場でちょっと遊んでいただけるという場にしていきたいということで、取り組んできたものなのですが、ちょっとコロナの状況の中で…というところです。 コロナに関して、無理矢理くっつけているようですが、栗本委員さん、こういう施設、あるいは学校・園等で、コロナへの配慮・対応・工夫、あるいは我々が注意していくべきことにつきまして、何か御意見等ありましたら、お願いしたいと思いますけれども。
栗本委員	小さいお子さんについては、従来からマスクは推奨されてはなかったのですが、やはり暑い時期になってくるのに先立って、マスクを無理に着用させるのではなく、きちんと環境とかその場に配慮して、着ける、着けないを柔軟にしていくようにという通知が5月20日に厚生労働省から出ました。皆様も普段、もうやっていたとは思いますが、その辺も見ていただきながらやっていくのかなとは思っています。 特に2歳児よりも小さい子はもともとマスクの着用は言われていないし、そもそも着けられないので良いのですが、小学生の子どもさんの場合、遊びに夢中になってしまい、(マスクを)外しても良い状況で着けていることによって熱中症のリスクが高まらないようにと通知が出ています。私どもとしては「とにかく外しましょう」というのではなく、きちんと状況を考えた上で外せるときは外し、屋内や換気の行き届かない所、近い距離でお話するときはやはり着けていただきたいので、その辺りを大人が臨機応変にしっかり見極めて御指導いただければ良いのかなという風に考えています。

	患者さんが発生した場合は、検査をどうやってしていくかや、休園にするかどうか、うちの保健所の職員がまたその都度、保育園さんや学校さんと相談しながら、引き続きさせていただいておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいなと思っています。
会長	ありがとうございます。 小さな子どもさんの受入れの場として「地域子育て支援拠点事業」というのがあるのですが、正規の保育所というかたちではないのですが、認可外の保育所として、垣内委員さん、色々な意味で保育を希望される方々を受け入れて保育を展開していただいているわけなのですが、認可外保育所の状況、あるいはお考え、御意見等ありましたらお願ひしたいと思うのですが。
垣内委員	預かりは普通の保育園と同じですが、入れなかったときに入れるとか、朝早くお勤めに出るとか、時間外遅くまでというときに預かってくださいというときに預かるとか、そういうことですね。
会長	そういう園というのは、鈴鹿市にはいくつぐらいあるのでしょうか。
垣内委員	今のところ、2か所です。
会長	規模としては、どれくらいなのでしょう。
垣内委員	1園は10名前後で、もう1園は40～50名というところ。
会長	そうですか。認可外ということですので、園に入れなかった、あるいはその他の事情等がありまして認可外を利用されている保護者さんもあるわけで、これは随分助けてもらっているという風に保護者さんはお考えだと思います。そういう意味で、鈴鹿市は様々な形で子どもさんを支えてもらっているのだという風に思われます。 続きまして、「(5)一時預かり事業(一般型・幼稚園型)」と「(6)ファミリー・サポート・センター事業」の2つを合わせてお願ひできるでしょうか。
事務局(子ども育成課長)	では、8ページを御覧ください。「(5)一時預かり事業(一般型・幼稚園型)」について、説明させていただきます。 ちょっと話が出ていました一時預かりの部分になってくるのですが、けれども、「一般型」と「幼稚園型」がございまして、こちらの8ページの上にも書かせていただいているのですが、けれども、「一般型」につきましては保育園等で、主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、一時的に家庭での保育が困難な場合にお預

	かりする内容になっております。 あと、「幼稚園型」は先ほどお話に出ていたところだと思うのですが、幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かる事業になります。 令和3年度の実施体制につきまして、「一般型」は公立保育所3園、私立保育園7園、認定こども園3園の計13園で、「幼稚園型」につきましては、認定こども園6園、私立幼稚園6園の計12園で実施しております。 実施状況につきましては、表の方にもございますが、「一般型」につきましては利用実績が前年度と比較して下がっているようなかたちにもなっておりますし、確保方策から見ても下がっているような状況になっております。これは先ほどもちょっとお話ししたように、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施していた休園など、そういったものの影響も受けているのかと考えております。 実績値としての延べ利用者数につきましては、私立保育園・認定こども園では令和2年度、こちらはちょっと（資料には）数字は出ておりませんが、4,961人だったものが、令和3年度2,313人という風に大幅な減少になっております。対して公立保育所では、令和2年度の場合1,833人だったものが、令和3年度では2,657人と増加しているような状況になります。こちら、私立と公立を合わせた全体の総延べ利用者数は、令和2年度6,794人に対しまして、令和3年度では4,970人ということで、減少の状態になっております。 一方、「幼稚園型」につきましては、下の方にはなるのですが、利用実績が確保方策を大きく上回っておりまして、需要があるかと思われまして。これは認定こども園化における事業実施園の増加と「幼児教育・保育の無償化」の影響があるかと考えておりますが、在籍児童についての教育時間を超えた一時預かりとなるため、園の受入れ実績等も考慮し、確保方策の数値については、中間見直しの際にまた検討していきたいと考えております。依然として、保育士の確保が難しい状況ではございますので、私立保育園、認定こども園、また私立幼稚園の皆様の御協力も頂きながら、今後も事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。
	続きまして、「(6) ファミリー・サポート・センター事業」について御説明させていただきます。9ページを御覧ください。

事務局（子ども政策課長）	ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業でございます。 令和３年度の会員数についてでございますが、依頼会員に対し提供会員が少ないため、様々な機会を利用して、提供会員の拡充のための案内をさせていただいているところでございます。提供会員が少ないことにより、事業自体に支障が出ているということではございませんが、本事業の課題となっているところでございます。 利用数、いわゆる活動件数につきまして、令和２年度と令和３年度を比較しますと、５３０件増加しております。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から活動件数の減少が見受けられましたが、令和３年度においては、例年並みの利用があったと考えられます。 各小学校区に放課後児童クラブを設置したことにより、学校区をまたいでの放課後児童クラブへの送迎のニーズや、２人目以降の子どもの出産の際の保育園への送迎などのニーズもございますことから、引き続き事業を実施して参りたいと考えております。以上でございます。
会長	ありがとうございます。ただ今の「ファミリー・サポート・センター事業」、そして先ほどの「一時預かり事業」、これは「一般型」と「幼稚園型」に分けて御説明いただきましたけれども、この２点につきまして、御意見等を頂戴したいと思います。 まず「一時預かり事業」につきまして、何か御質問・御意見等、いかがでしょうか。「一般型」と言われるものは、園に通ってみえないのだけれども、一時的に利用をさせていただく。そういう場合であるかと思われま。す。「幼稚園型」の場合ですと、幼稚園の降園時間が１４～１５時の場合ですけれども、それ以降も利用はさせていただけるという預かり、あるいは夏季休業等のときに対応していただけるというものと思われま。す。これも大変、保護者さんを支えていく支援になっているかと思われま。す。 続いて、「ファミリー・サポート・センター事業」ですけれども、いかがでしょうか。これについては、田城委員の所で取り組んでいただいておりますので、その点少しお話いただけるでしょうか。
	はい。ファミリー・サポート・センターの事業なのですが、学童とか保育所とか色んな施設が充実していることもあって、以前は預かり

田城委員	というのも結構多かったのですが、現在はそこの表を見ていただいても「保育施設等までの送迎」という所が1, 077件ありますね。これは、保育所・幼稚園・学童・学校、全部含むのです。保護者の方が学童とか保育所へお迎えに行けない時間に、遅くなって行くとかいうのもあるのですが、中には最近、数は少ないのですが、例えば子どもさんに障害があって、登校班で一緒に行くのは難しいので、送ってほしいという依頼ですとか、怪我をしている場合に歩いて行けないので送ってほしいとか、それから子どもさんが3人とかいて、一番下の子が入院していて、その子の世話をしなくてはいけないので、保育所とかに親御さんが（上の子を）送っていけないときというような緊急の場合の依頼があるということもあります。 あと、援助内容の「その他」の所が1, 465件と一番多いのですが、実はこの中で「塾や習い事への送迎」というのが、1, 149件あるのです。親御さんが働いている間、学童へお迎えに行って、サッカーだとか英会話だとか色んな所へ送るというのがあるのですが、子どもさんが自分で納得して行きたい場合は良いかなと思うのですが、けれども、中には結構、週に何日か入っていて、「これは自分が行きたいけど、ここは行きたくない」とか言う子もいて、提供会員が迎えに行くと、「行きたくない」と。それは行きたくないですよ、気持ちがないので。それで、「どうしようか」と話をしたりするのですが、ファミリー・サポート・センターも親に言われたことをするというだけではなくて、やはり子どもの意思があるので、子どもが本当はどうしたいかということも含めて、そういう場合、事務所を通して親御さんに「こんなかたちで子どもさんが思っています」ということで、話し合いをしてもらえると良いなということ伝えていきます。どうしても親は子どもに良かれと思って、色々させたいというのがありますけれども、そこも子どもさんの意思も尊重して考えていかなければならないのかなと感じています。以上です。
会長	ありがとうございます。個々のニーズに極めて丁寧に御対応いただいているという風にお話を聞かせてもらいました。では、ちょっと時間も来ているので急ぎます。 続いて、「(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）」・「(8) 妊婦健康診査事業」・「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」・「(10) 養育支援訪問事業」、これをつけて御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（子ども政策課長）	それでは、「（７）乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）」の説明をさせていただきます。資料は１０ページになります。 本事業は、病気の回復期に至らない場合において、当面の症状の急変が認められないとき、病気はほとんど回復しているけれども保育園などでの集団生活が困難で、家庭での保育ができない児童をお預かりする事業でございます。 白子クリニック小児科に委託しておりまして、利用者数はここ数年９００人から１，０００人くらいの間で推移しておりましたが、令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた状況でございます。 令和２年度の４月からは公立の西条保育所においても病後児保育を行っておりますが、令和３年度においては、令和２年度と比較すると６２件増加しております。病後児保育事業について、市民の方への積極的な周知を行ったことで、利用者数の増加に繋がったと考えておりますが、こちらにつきましてもやはり新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果であると考えられます。 保護者の就労等もあり、御家庭での保育ができない方もお見えになることから、今後も必要な事業でありますので、継続して事業を実施し、市民の皆様への情報発信にも努めてまいります。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 引き続き、「（８）妊婦健康診査事業」についてお願いいたします。
事務局（健康づくり課長）	「（８）妊婦健康診査事業」について説明させていただきます。１１ページを御覧ください。 こちらの事業は、妊婦の方の健康の保持、増進を図るために、健康状態の把握や検査や計測、保健指導の実施など、妊娠期間中の適切な時期に応じた医学的検査を実施するもので、その費用の一部を公費で助成させていただいています。 なお、今年度からは多胎児を妊娠された妊婦さんに対しまして、経済的な負担の軽減を図るために、通常１４回の妊婦健康診査に加えて、５回まで受診する費用を助成する制度を開始しております。 実績でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度においては全国的に妊娠届出数が減少し、本市の妊婦健康診査の受診者数も前年より減少しておりましたが、令和３年度におきま

	してはコロナ前とはいかないものの、受診者数は増加している状況でございます。しかしながら、母体と赤ちゃんの健康管理は非常に重要ですので、今後もあらゆる機会を通じ、受診勧奨に努めて参ります。 続きまして、12ページを御覧ください。「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」でございます。 こちらの事業は生後4か月までの乳児がいる家庭全てを訪問させていただき、子育て支援に関する情報提供や育児指導、養育環境等の把握を行うものでございます。地区の主任児童委員様や保健師、看護師等が訪問させていただいており、お母さん方の育児の孤立化予防を図る事業でございます。 令和2年度・令和3年度の実績でございますけれども、令和2年度は全体の96.2%の方に事業を実施いたしました。令和3年度の実績は1,360人ですけれども、率としては全体の98%の方に訪問をさせていただいております。 新型コロナウイルス感染症や何らかの理由で訪問できない場合であっても、全戸訪問事業ですので、電話等で全数把握を実施している状況です。 引き続き、今後も対象者のニーズに沿った訪問スタイルの実現を目指して、訪問員との調整や研修等を継続実施していく予定です。以上でございます。
会長	ありがとうございます。
事務局（子ども家庭支援課長）	続きまして、13ページをお願いします。「(10) 養育支援訪問事業」について、御説明させていただきます。 養育支援が必要な家庭に対して家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や家事の援助及び指導を行うことで、当該家庭の適切な養育に繋がれるとともに、保護者のストレスの軽減など、児童虐待の未然防止を図る事業でございます。 実施状況につきましては、イ)の「C 利用数（実績）」の令和3年度は863人で、令和2年度と人数は概ね変わりませんが、訪問家庭につきましては、産後うつや精神的な病気等により子育てが困難な家庭への支援が増えております。訪問時には近況確認や相談、家庭環境の改善や育児支援、簡単な家事などの援助、子どもの相手などが主な支援内容となっております。 今後の方向性につきましては、新型コロナウイルスの影響による社会情勢の変化などから、養育困難な家庭が増加することが想定されるた

	め、保護者や家庭のニーズに応じて、継続して事業を実施していきたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 今、(7)～(10)、続けて御説明・御報告いただいたところであり、これらにつきまして、御意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
近藤委員	西条保育所で、病後児の一時預かりが行われていると思うのですけれども、小学生も大丈夫でしたよね。
事務局（子ども育成課長）	そうですね。
近藤委員	そうですね。その利用数とかは、今あるのでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	年齢別とかという意味ですか。
近藤委員	利用している子どもたちはいるのかどうか。
事務局（子ども育成課長）	すみません。年齢層で分けたものがないので、お答えの用意がありません。すみません。
会長	ということは、小学生も利用していると。そういう実態があるというわけですね。
事務局（子ども育成課長）	そうですね。
会長	そのほか、いかがでしょうか。 私の方から一点。13ページの「(10) 養育支援訪問事業」なのですが、これも、これ、延べ数が863とかそういう数値かと思われるのですが、この数は延べ数であるわけで、実際に対象となる方は大体どれくらいいらっしゃるのでしょうか。
事務局（子ども家庭支援課長）	対象となる御家庭は、102世帯となっております。
会長	そうですね。結構多いのですね。ありがとうございます。 療育センターからおいでになっていただいております小川委員さん、御自身の分野でも結構ですし、今日の全体を通してでも結構ですけれども、何か御意見頂けるでしょうか。
	資料2「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画にかかる各種事

小川委員	業の取組実績及び取組評価」の２ページの下から５段目の「発達障がい総合支援事業」の箇所ですが、昨年度、５歳児健診の報告会に子ども家庭支援課さんからお声掛けいただきまして、そこに同席させていただくというかたちになりました。昨年度、一年間呼ばれて、行かせていただき、保護者からも「大変有り難い」というお声と、職員からも「情報共有ができて、大変助かっている」ということですので、この場を借りてですけれども、誠にありがとうございました。引き続き、連携の方よろしく願いいたします。 それから、５ページの下から３段目「ことばの相談、こども発達相談」の内容についてでございますが、今年度、三か年計画というものを新しく作りまして、児童発達支援センター・中核機関として、こういった「ことばの相談」とか「こども発達相談」のような場を、療育センターとしても専門職中心でできないかという話が出ております。できましたら、「ことばの相談」と「こども発達相談」の現状について、対象や場所等含めて教えていただきたいのと、また話合いの場を設けていただき、お互い協力できたり、連携できるところがございましたら、協議させていただけると有り難いと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。 ５歳児健診というのは、鈴鹿市独自で取り組まれ、大変成果があるものという風に、今、小川委員からお話がありました。「ことばの発達相談」につきましても質問が出ておりますけれども、いかがでしょうか。
事務局（健康づくり課長）	健康づくり課です。「ことばの相談、こども発達相談」の所なのですけれども、こちらは健康づくり課（保健センター）で実施しております。毎月１回から２回程度というかたちで実施しているのですが、月１回程度で、「ことばの相談」は月１回程度で、「（こども）発達相談」は月５回程度で、年間６０回程度実施している状況です。 主には１歳半健診や３歳児健診の中で、ことばの相談が必要であったり、発達全体（の相談）が必要だという方を対象に保健師が勧めさせていただいて、保護者の方も受けたいなという方に対して実施しているものです。それがその状況を利用して、また入園時の状況のところで会議を開いていただいたりとか、そんなかたちで繋がっていく状況になっておりますので、また一緒に連携を取らせていただきながら、詳細はまた聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

小川委員	棲み分けと言いますか、市さんでやっていたところと、こちらがさせていただくところを、上手に役割分担させていただければと思います。ありがとうございます。
会長	もう一点なのですけれども、幼稚園・保育所・こども園等においても、ことばの問題で気になる子どもさんというのがおみえだと思うのですね。そういう所との連携というのでしょうかね。そういうことをやはり言語聴覚士の方辺りで色々と御指導いただけると、相談に乗っていただくと大変心強いというところがあるかと思うのです。またそういう方面もよろしく願いいたします。
小川委員	はい。ありがとうございます。
会長	ほか、いかがでしょうか。 大変申し訳ありません。ここで一旦、「令和３年度鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について」は、協議を止めさせていただいて、次に利用定員の変更についての報告がありますので、この報告をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。
事務局（子ども育成課長）	「３ 報告事項」としまして、利用定員の設定変更について、御説明申し上げます。資料３－①～④にありますとおり、保育所２施設、幼稚園２施設における利用定員の変更について、順に御説明いたします。 まずは子ども育成課から、私立保育園分について、説明をさせていただきます。資料３－①を御覧ください。白子本町に位置する「あおい保育園」の利用定員の変更についてでございます。 「あおい保育園」につきましては、現在、老朽化に伴う建替え工事を実施しております。こちらは昨年度の（完成）予定だったのですが、新型コロナウイルスの影響で建築資材が入ってこないという理由もありまして、工期がちょっと伸びまして、今年の８月頃には新園舎が完成して、そちらに移れるような予定であると聞いております。 こちらの新園舎で運営開始するのに合わせて、利用定員を一部変更するということで、具体的には１～２歳児の定員を６９名から７１名と２名増やして、２号認定の部分を１１０名から１０８名と２名減らし、総枠の２００名というのは変えずに、ちょっと動かすというかたちになっております。 施設の設備基準につきましては、現在の利用定員の中での運用ということもありまして、面積も十分確保されておりますので、年度途中の利用定員の変更とはなりますけれども、在園中の児童に影響はござ

	いません。以上になります。
会長	ありがとうございます。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課から、資料３－②～④の公立保育所・公立幼稚園の利用定員の設定変更について、御説明をさせていただきます。 まず、資料３－②を御覧ください。こちらの方は三宅町に位置する「鈴鹿市立合川保育所」の利用定員の変更についてでございます。「鈴鹿市立合川保育所」は、昨年度の子ども・子育て会議でも御報告させていただきましてとおり、現在改修工事を行っており、工事終了後は仮園舎からの引越しを行い、来年３月中旬には本園舎での保育を開始する予定でございます。 当初本会議におきましても御説明いたしましたが、老朽化した施設の原状回復及び性能向上を目指した改修工事であり、移転を伴わない現在地での施設改修のため、建物の規模・配置及び定員の変更の予定はございませんでした。しかしながら、改修工事に係る設計業務を進めて行く中で、例えば子ども用トイレの拡充や収納スペースの確保等、保育環境の改善を取り入れたところ、各保育室の保育面積に変更が生じ、結果として、一部利用定員の変更が生じることとなりました。 具体的な変更内容でございますが、施設全体の定員は８０名のまま変更はございません。３号認定の１．２歳の定員を１名増加する代わりに、２号認定の３．４．５歳の定員を１名減少する計画となっております。なお、保育室等の最低基準面積が変更になりますが、全て基準を満たしております。 続きまして、資料３－③「鈴鹿市立国府幼稚園」の利用定員の設定変更について、御説明申し上げます。こちらの方は、国府町に位置する「鈴鹿市立国府幼稚園」でございます。先ほども説明いたしましたが、令和５年４月より３年保育を実施する施設でございます。 現在の利用定員である５５名に対し、３歳児の２０名を加えることで、合計７５名の利用定員とする計画となっております。また、学級数につきましても現在の２学級から３学級とする計画となっております。なお、利用定員の変更に伴う、学級数の増加に対して、必要となる設備の確認をしましたが、施設整備等行わず、既存の園舎での対応が可能となっております。 次に資料３－④にあります、「鈴鹿市立玉垣幼稚園」の利用定員の変更についてでございます。こちらは北玉垣町に位置しております。こちらの方は、先ほどの国府幼稚園と同様に、令和５年４月より３年

	保育を実施する施設でございます。現在の利用定員である70名に対し、3歳児の20名を加えることで、合計90名の利用定員とする計画となっております。また、学級数につきましても現在の2学級から3学級とする計画となっております。なお、利用定員の変更に伴う、学級数の増加に対して、必要となる設備の確認をしましたが、施設整備等行わず、既存の園舎での対応が可能となっております。 最後に、公立幼稚園における3年保育の実施につきまして、進行状況、今後のスケジュール等、実施体制の説明をさせていただきます。3年保育開始の周知につきましては、「広報すずか」6月5日号にて、3歳児保育の受入れ開始についての周知を行いました。園児の募集につきましては、4歳児5歳児と同様、8月から募集要項を配布し、9月に申込みの受付を行う予定です。 次に研修体制ですが、本年4月以降、県内の3つの幼稚園へ視察に伺い、視察の内容を幼稚園の職員及び事務局にて共有しております。また、今後も9月と2月に視察を予定しております。視察の結果としましては、やはり本会議でも委員の皆様から御指摘いただきました、4歳児と3歳児の1年間の成長の差というものを現場職員も肌で感じていると報告を受けております。そのような中での研修体制としましては、夏休み期間中である7月及び8月の一部期間におきまして、幼稚園教諭を対象とした実地研修を市内の公立保育所にて受け入れる予定でございます。 また、3歳児保育に関する知識の習得や教育課程の検討を目的とした会議を、5月と6月にそれぞれ開催しておりますが、引き続き、定期的に研修を重ねていく計画でございます。 なお、9月の入園申込みの結果につきましては、次回の会議にて委員の皆様へ御報告させていただく予定でございます。 委員の皆様、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 定員の変更につきまして、最初の「あおい保育園」・「合川保育所」、いずれも総定員の変更はないものの、2号・3号（認定の数）の変更、あるいは年齢においての変更、これが建設の関係で加わってきているというところでありました。 後半の「国府幼稚園」・「玉垣幼稚園」においては、先般、皆さん方で御承認いただきました3歳児保育の実施についての報告であります。なおその後、3歳児保育については大変今までの保育とは違う

	だろうということで、研修等をしっかり学んでいただきたいという、ここの御意見がありまして、今の御報告が頂けました。 定員変更につきまして、全体を通しまして、いかがでしょうか。 ありがとうございます。報告ということですので、これをお受けしたいという風に思います。では一応、ここに書き上げられているものとしては、これで終了なのですけれども、「4 その他」について、事務局の方からお願いしたいと思います。
事務局	事務局です。2点、御報告をさせていただきます。 まず1点目ですが、第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しについて御報告させていただきます。本計画につきましては、計画期間を令和2年度～令和6年度までの5年間としており、本年令和4年度は3年目の中間見直しの年度に該当します。現在、見直し作業を進めており、次回開催の本会議にて審議をお願いする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、次回子ども・子育て会議の開催予定についてですが、次回は9月又は10月頃の開催を予定しております。詳細な開催日時につきましては、改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 皆さん方からそれぞれの事業につきまして、大変内容に迫る御意見を頂戴できたと思います。通常、こういう会議ですと、数値が云々ということで終了していきがちですけれども、鈴鹿市においてこれから子どもさんを支えていくためにどのような充実が必要なのかというところに触れていただきました。貴重な御意見をたくさん頂いたことに感謝します。これで事務局の方にお返ししてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。
事務局（子ども政策課長）	田口会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、本日は長時間に渡りまして、活発な御議論を頂きましてありがとうございます。頂きました貴重な御意見につきましては、今後の市の施策推進の参考にさせていただきたいと思います。 では、これを持ちまして、第32回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。